

武蔵高等学校中学校 体育科非常勤講師募集要項

本校は1922年に旧制7年制高等学校として発足し、1949年以降は中学校高等学校6年一貫教育を行う、全校生徒約1000名の男子校です。建学以来培われた自由な校風の中、生徒の自主性を重んじた教育活動を行い、卒業後もさらに高度な学問的研鑽を続ける素養を生徒に身につけさせるべく努力を続けています。

この度、下記要領にて体育科非常勤講師を募集いたします。ご確認の上、必要書類の提出をお願いいたします。

記

- 【募集人員】 体育科非常勤講師 若干名
- 【担当授業】 中学1年の実技 8コマ
- 【採用期間】 2026年9月8日～2027年3月31日
- 【給与・待遇】 本学園の規定による
- 【応募条件】 1) 教員免許状（保健体育：高校1種、中学1種以上）取得済の方
2) 実技指導ができる方
3) 火曜日・金曜日の8:20～12:20に勤務可能な方
- 【必要書類】 1) 履歴書（写真貼付、備考欄に専門競技を記載すること）
2) 成績証明書（大学院修了者は大学院成績証明書も併せて提出）
3) 卒業証明書
4) 教員免許状写し
5) 免許状更新講習修了確認証明書写し（該当者のみ）
※ 推薦状のある方は同封してください
※ 各証明書発行が応募期日に間に合わない場合はご連絡ください
- 【応募期日】 随時
※ 採用者が決定した時点で本公募を取り下げます
- 【応募方法】 封筒表に「体育科非常勤講師応募書類在中」と朱書きし、簡易書留で送付してください。
なお、応募書類は返却いたしません。
※ 提出いただいた個人情報採用の目的でのみ使用いたします
- 【書類送付先】 〒176-8535 東京都練馬区豊玉上1-26-1 武蔵高等学校中学校 事務室宛
- 【選考方法】 一次：書類選考 二次：面接
※ 二次選考に進んでいただく場合は電話にて詳細をご案内します
- 【問い合わせ先】 武蔵高等学校中学校事務室 TEL：03-5984-3741
事務室開室時間：月～金曜8時00分～16時00分、土曜8時00分～13時00分
※ 9月5日まで土曜は閉室となります

- 【 そ の 他 】
- 1) 学校の詳細な情報につきましては本校 [Web ページ](#)にてご確認ください。
 - 2) 本校の教員として採用するに当たり、2026 年 12 月 25 日までに施行予定の「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認する必要があります。

特定性犯罪事実該当者に該当する場合、「こども性暴力防止法」に基づき、教員としての業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科が無いことを求めます。

このため、選考過程において、特定性犯罪事実該当者に該当しない旨を確認するための誓約書を提出いただきます。

こども性暴力防止法の概要については、以下のこども家庭庁のホームページをご確認ください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

特定性犯罪、特定性犯罪該当者については、別紙(参照条文)をご確認ください。

以上

別紙（参考条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。